

令和 8 年度第 2 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 8 年 5 月 8 日（金） 開会 9 : 30

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 12 名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慈人	花田 三枝	門司 雅門
桃川 公治	大村 武彦	神谷 義幸

（2）欠席委員 0 名

（3）出席農地利用最適化推進委員 1 名

木原 幸信

4. 委員会に附した議案

議案第 3 号 農地の一時利用届について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 荒廃農地に係る非農地判断について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 後藤 瑞貴

議長 ただ今より第2回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。5条申請の案件で対象地は中央台で1件、海老津で1件です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、9番の大村委員と、10番の神谷委員は議案の当事者であるため本日は1番の廣渡委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第3号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第1号、農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和8年5月8日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

2ページをご覧ください。今回3件、町から届出されています。対象地については、1件目は3筆、2件目も3筆、3件目は1筆です。まず1件目と2件目についてです。利用目的は農地災害復旧工事に係る利用期間の延長のためで、利用期間が当初は表記のとおり令和8年2月1日から令和8年4月30日までになっていましたが、令和8年2月1日から令和8年8月31日までの7か月に延長するものです。理由といたしましては、災害認定の遅れによるものです。位置図を5ページと7ページに載せています。こちらは先月の農業委員会のその他の事項でご説明をさせていただいたものになりますが、改めて今回ご説明をさせていただきます。場所はどちらも上高倉の町道高倉上畑線沿いの農地の一角です。6ページと8ページに利用計画図を載せています利用箇所には敷き鉄板での養生を行い、一時利用が終了した後、現況復旧を行う計画です。本来であれば、4月の定例総会にて審議を伺うものでしたが、本定例総会の審議となり、申し訳ございません。こちらにつきましては、作物が水稻となっておりまして、令和8年度の作付にも8月31日まで工期が伸びておりますので、作付けが間に合わないという事で昨年度からの工事にもなっておりまして、昨年度・今年度と併せて作付けの補償をすることを今後協議予定となっております。

続いて3件目についてです。4ページ目をご覧ください。利用目的はこちらも農地災害復旧工事に係る利用期間の延長のためで、利用期間が当初は令和8年1月1日から令和8年3月31日までになっていましたが、令和8年1月1日から令和8年4月30日の4か月間に延長するものです。理由といたしましては、業者が施工箇所を間違え、工期が伸びたもの

になります。位置図を9ページに載せています。場所は、上畑の北側の矢矧川に面した農地の一角です。10ページ及び11ページに利用計画図を載せています。利用箇所には敷き鉄板での養生を行い、一時利用が終了した後、現況復旧を行う計画です。こちらも本来であれば、4月の定例総会にて審議を行うものでしたが、本定例総会の審議となり申し訳ございません。なお、町の所管課である都市建設課からは、4月24日に完了検査を行った旨の報告を受けています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第3号1, 2, 3について、何かご意見、ご質問等ありましたら。

神谷委員 高倉の所は水稻作付はどうなってるんでしょうか？了承は貰ってあるの？

事務局 現地で地権者の方と立ち合いを行っておりまして同意は得ているという旨を伺っております。

神谷委員 どうしてそんなことになったの？

事務局 災害認定の遅れですね。

議長 よろしいでしょうか。それでは、これは報告事項という事で災害復旧という事もありますので、了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは続きまして議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局お願いします。

事務局 12ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和8年5月8日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

議長 すみません、これは1番2番を先に審議していただいて、3番につきましては神谷委員にも関係ありますので、1番2番を先に協議したいと思います。よろしくお願いします。

事務局 はい。それでは1番2番から先に説明をさせていただきます。13ページをお開きください。1件目は、譲受人と譲渡人は記載のとおりで、譲渡人が2名のため、番号は1と2に分けています。場所は先ほど現地確認でも見ていただいたとおり、中央台六丁目260番地3、中央台六丁目261番地2、中央台六丁目262番地3で、地目は全て田、面積は中央

台六丁目 2 6 0 番地 3 が 69 m²、中央台六丁目 2 6 1 番地 2 が 112 m²、中央台六丁目 2 6 2 番地 3 が 7.81 m²で、区分は全て農振地域外、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は事務所兼駐車場です。位置図を 1 5 ページに載せています。場所は、サンリーアイ入口の交差点を海老津駅に向かって曲がったところの左手の農地です。地籍図を 1 6 ページに、現況図を 1 7 ページに載せています。1 8 ページには平面図と縦横断図を載せています。1 8 ページの平面図をご覧ください。雨水は、駐車場については透水性アスファルト舗装とし、事務所の雨水については、南側の用水路に放流することとなっています。下水については、西側にある下水に接続することとなっています。それでは、別紙でお配りしております許可基準表をご覧ください。1. 立地基準については、都市計画法の用途地域内の農地であるため、第 3 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と事前審査結果から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後 6 月ごろに着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。1 件目の説明については以上となります。

議長 はい、それでは議案第 4 号の 1 件目について、まずは当該委員さん、お願いします。

神谷委員 譲受人と現地に行きました。

議長 よろしいでしょうか。それでは許可相当と思われる方、挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは 2 件目に移ります前に、当事者である神谷委員、ご退席をお願いします。

(神谷委員 退席)

議長 続きまして議案第 4 号の 2 件目、農地法第 5 条の規定による許可申請について、3 番の説明を事務局お願いします。

事務局 それでは 1 4 ページをご覧ください。2 件目の譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 3 筆です。場所は海老津字尾畑 1027 番地 6、海老津字尾畑 1028 番地 2、海老津字尾畑 1029 番地 32 です。地目は全て田、面積は海老津字尾畑 1027 番地 6 が 80 m²、海老津字尾畑 1028 番地 2 が 7.21 m²、海老津字尾畑 1029 番地 32 が 85 m²です。区分は農振白地、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は駐車場です。場所は国道旧 3 号線を海老津駅前交差点から宗像方面

に向かった先の右手の農地です。21ページに位置図、22ページに地籍図を載せています。23ページに現況平面図、24ページに利用計画図を載せています。それでは、24ページの計画図をご覧ください。先ほど現地でもご説明させていただきました通り、雨水は自然流下及び水路放流となっています。汚水排水は駐車場利用のため、該当なしとなっています。また、当該箇所は草刈りを行い、駐車場利用することとなっています。それでは、別紙の許可基準表をご覧ください。1.立地基準については、農用地、第1・第3種農地以外の農地であるため、第2種農地となります。また、申請することがやむを得ない理由としましては、「隣接する土地と一体として同一事業の用に供し、当該事業の目的を達成する上で必要である」ためです。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と事前審査結果から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された申請書及び契約書から確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。番号3の説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第4号の3について、当該委員さんが神谷委員であるため、他の方の何かご意見、ご質問等ありましたら。

廣渡委員 これは埋め立て？ 名義は変わらないんでしょ。

事務局 いえ、埋め立てでもないです。そもそも今雑草が繁茂していて。

廣渡委員 埋め立てもないの？ 田んぼ？

事務局 申請地は埋め立ててないです。田んぼになってました。なので水田協の現地確認でも確認に行っていた場所にもなります。そこを外すように隣接の駐車場だけが埋め立てられていたという所です。

議長 他にご意見は。ないようでしたら許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。

(神谷委員 着席)

議長 それでは続きまして、議案第5号荒廃農地に係る非農地判断について、事務局お願いします。

事務局 それでは、議案の25ページをご覧ください。議案第5号、荒廃農地に係る非農地判断について。調査の結果、農地法の運用について第4の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。令和8年5月8日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。今回、再生利用が困難と見込まれる農地について、吉木を中心に現地確認を行っています。対象農地は全部で26筆、面積は約20,000㎡です。対象者へは事前に非農地についての意向確認を行っておりまして、異議等がなかった農地を今回対象としています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第5号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。

山田委員 28ページの高倉の2209、この間草刈しているのに出くわしたんですが、調査日はいつですか？

事務局 大体9月か10月の利用状況調査のあと、再度事務局で調査しております。

山田委員 草刈をしている所にちょうど出くわしたので、先日耕作者に確認したら、草を刈って役場に一応届出をした、ということで非農地対象から外してくれと。

事務局 これ道路沿いで私もこの間見ましたけれども、木がいっぱい生えてましたけれども。先週の話ですが。

山田委員 もう一度耕作者に確認してください。役場に連絡したと仰っていたから。

事務局 私、GWにこの土地を通って、すごく荒れていたんですけども。

山田委員 確認してください。

事務局 分かりました。

議長 事務局としては一応本人に通知も出しているわけですね。

事務局 通知も出して、もうこれは非農地として判断しますのではという事で。

議長 場所が違う可能性もありますので、再度確認をお願いします。

事務局 はい。もう一度確認をします。

山田委員 私ももう一度確認してみます。

議長 事務局でも確認するようですが、地主さんの意向というのはどうなっているんですか？もう非農地にしますという事ですか？

事務局 非農地を望まれない方は役場に申し出てください、それともう一つが農地に戻すために荒れないように対策をしてくださいということで通知を出しているんですけども。

議長 これは今後いろんな地域が随時出てくるわけですね。

事務局 はい。

議長 この件につきまして、よろしいでしょうか。それでは続きまして、その他について、事務局お願いします。

【その他の項】

1. 枝豆狩り体験

2. 日程について

令和8年度第1回市町村農業委員会事務局長会議

日 時：令和8年5月18日（月）

場 所：福岡県中小企業振興センター

参集範囲：事務局長

令和8年度全国農業委員会会長大会

日 時：令和8年6月2日（火）～3日（水）

場 所：東京都

参集範囲：会 長

3. 次回の日程について

・日 時：6月10日（水） 午後9時30分から

・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第2回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
